第四条の二十二第二号	第四条の十	第八十四条の四において準用する第四条の十
第四条の二十二第五号	前条	第八十四条の四において準用する第四条の二十一

第八十五条第一項第一号中「身体検査第一種合格証明書若しくは身体検査第二種合格証明書」を「海技士身体検査合格証明書（海技士（航海）の資格に係るものに限る。）」に改める。

第八十八条第一項中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改め、同項第四号中「読み替えて適用される」を「準用する」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に、「引き換え」を「引換え」に改め、同項第三号中「第七十条第二項」を「第九条の五の二第三項、第九条の五の三第四項、第七十条第二項」に、「において読み替えて適用される」を「において準用する」に、「第四条の二第三項」を「第四条の二第四項」に、「の規定により読み替えて適用される」を「において準用する」に改め、同項第五号中「き損した」を「毀損した」に改める。

「第六章　小型船舶操縦士試験」を「第六章　小型船舶操縦士国家試験」に改める。

第九十九条第四号中「身体検査第一種合格証明書（海技士（航海）の資格に係るものに限る。）若しくは身体検査第二種合格証明書」を「海技士身体検査合格証明書」に改める。

第百七条中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改め、同条第二号中「第一種又は第二種の身体検査基準に該当した」を「合格基準に達した」に、「それぞれ一年以内又は三月以内にそれぞれ」を「一年以内に」に改める。

第百三十七条第二項第三号中「（昭和九年逓信省令第六号）」を削り、同条第四項第四号中「運航管理規程」を「安全管理規程」に改める。

第百四十三条第四項中「履歴限定の解除」の下に「等又は能力限定の解除」を加える。

第百四十四条の二中「、第九条の七の十六」を「、第四条の二十一、第九条の七の四において準用する第四条の二十一」に、「第九条の七の十六」を「第四条の二十一」に改め、「操縦免許証更新講習」の下に「、電子海図情報表示装置講習」を加え、同条の表操縦免許証更新講習の項の次に次のように加える。

電子海図情報表示装置講習	十三万九千九百円

別表第二第二号の表中「七百五十キロワット以上」の下に「三千キロワット未満」を、「平水区域」の下に「又は沿海区域」を加え、「、出力三千キロワット未満の推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶及び出力三千キロワット未満の推進機関を有する」を「及び」に改め、同表に次のように加える。

出力三千キロワット以上の推進機関を有する船舶（平水区域を航行区域とする船舶を除く。）	一年	機関長及び一等機関士以外の職
	三年（一年以上の機関当直三級海技士（機関）の資格以外の海技士（機関）の資格の海技士として乗り組んだ期間を含むものであること。又は二年（一年以上機関長又は一等機関士として乗り組んだ期間を含むものであること。）	機関長以外の職

別表第二の二第二号の表中「六月」を「三月」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第二の三（第四条の六関係）

施設及び設備	条件
一　講義室 二　練習船又は電子海図情報表示装置シミュレータ実習室 三　電子海図情報表示装置又は電子海図情報表示装置シミュレータ	一　二十歳以上であること。 二　過去二年間に登録電子海図情報表示装置講習事務に関し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。 三　三級海技士（航海）の資格若しくはこれより上級の資格についての免許（能力限定がされていないものに限る。）を有する者であつて当該免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第九条の二、第四十条関係）

海技士身体検査基準表

検査項目	身体検査基準
視力（五メートルの距離で万国視力表による。）	一　海技士（航海）の資格　視力（矯正視力を含む。以下この欄において同じ。）が両眼共に〇・五以上であること。 二　海技士（機関）の資格　視力が両眼で〇・四以上であること。 三　海技士（通信）又は海技士（電子通信）の資格　視力が両眼共に〇・四以上であること。
色覚	船舶職員としての職務に支障をきたすおそれのある色覚の異常がないこと。
聴力	五メートル以上の距離で話声語を弁別できること。
疾病及び身体機能の障害の有無	心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害により船舶職員としての職務に支障をきたさないと認められること。

別表第四中「別表第四（第九条の七の二関係）」を「別表第四（第九条の七の三関係）」に改める。

別表第八一級海技士（航海）試験、二級海技士（航海）試験、三級海技士（航海）試験、四級海技士（航海）試験、五級海技士（航海）試験、六級海技士（航海）試験及び船橋当直三級海技士（航海）試験の項1八中「六級海技士（航海）試験及び」を削り、同項2十中「、二級海技士（航海）試験及び六級海技士（航海）試験」を「及び二級海技士（航海）試験」に改め、同項2十一を削り、同表一級海技士（機関）試験、二級海技士（機関）試験、三級海技士（機関）試験、四級海技士（機関）試験、五級海技士（機関）試験、六級海技士（機関）試験、機関当直三級海技士（機関）試験、内燃機関二級海技士（機関）試験、内燃機関三級海技士（機関）試験、内燃機関四級海技士（機関）試験、内燃機関五級海技士（機関）試験及び内燃機関六級海技士（機関）試験の項3二中「五級海技士（機関）試験及び内燃機関五級海技士（機関）試験にあつては、燃焼過程及び熱の伝達）」を削り、同項3四中「五級海技士（機関）試験及び内燃機関五級海技士（機関）試験にあつては、材料の特性）」を削り、同項4六を削り、七を六とする。

別表第九検査項目の欄中「弁色力」を「色覚」に改め、同表身体検査基準の欄中「〇・六」を「〇・五」に、「眼疾患」を「視覚機能の障害」に改める。